

【 重要事項説明書 】

通所介護事業所 デイサービス 城東 のご案内

1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

電 話 027-231-5436 (午前8時30分～午後5時)

担 当 武井 直美

※ ご不明な点はご遠慮なくお尋ねください。

2. デイサービス城東 (通所介護) の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービス 城東				
所 在 地	前橋市城東町3丁目15-28				
介護保険指定番号	1070102783				
サービス提供地域	前橋市				

(2) 同事業所の職員体制

職 種	人 員	職 種	人 員	職 種	人 員
管理者	1名	生活相談員	2名 以上	看護職員	1名 以上
介護職員	4名 以上				

(3) 同施設の設備概要

利用定員	25名	静養スペース	有り
食堂兼訓練室	1室	相談室	1室
入浴設備	1室	車椅子	10台
送迎車	5台		

(4) サービスの提供日及び提供時間

サービス提供日	祝日含む月～土曜日 但し、5月3日～5日及び年末・年始(12/30～1/3)は休業とする。
提供時間	午前9時30分～午後4時00分

3. サービス内容

1) 日常生活上の援助	日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。 ① 食事の介助 ②排泄の介助 ③移動の介助 ④口腔ケア等 ⑤養護(静養)
2) 健康状態の確認	体温、脈拍、血圧など健康状態の確認します。
3) 機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供いたします。 ⑤ 日常生活動作に関する訓練 ②レクリエーション ③行事的活動 ④体操 ⑤趣味活動
4) 送迎	ご希望の方へ送迎サービスを行います。また、必要に応じて送迎車両へ昇降及び移動の介助を行ないます。
5) 入浴	居宅において入浴が困難な方に対して、必要なサービスを行います。 (衣類の着脱、洗髪、洗身等)
6) 食事	食事は、栄養並びに身体の状況を考慮して提供します。
7) 相談・助言 に関するこ	利用者及びその家族に日常生活における介護等に関する相談及び助言を行ないます。 ① 日常生活動作に関する訓練の相談、助言 ②福祉用具の利用方法の相談、助言 ③住宅改修に関する情報提供 ④その他の必要な相談、助言

4. 料金

(1) 料金

- ① 通所介護利用料 ご契約者の介護保険負担割合証に基づき算定します。

	所要時間6～7時間		
	介護報酬額	負担額(1割)	負担額(2割)
要介護 1	5921円	593円	1185円
要介護 2	6986円	699円	1398円
要介護 3	8071円	808円	1615円
要介護 4	9136円	914円	1828円
要介護 5	10221円	1023円	2045円

※ 所要時間が2時間～3時間未満のサービスを提供した場合の利用料は所要時間3～4時間の7割です。

項目	介護報酬額	負担額(1割)	負担額(2割)
入浴介助加算	405円	41円	81円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	223円	23円	45円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に9.2%を乗じる	

※1 単位 10.14 の計算となります

(2) その他、利用者の負担となる費用

項目	利用者負担額
食費（おやつ代含む）	1食につき 550円
オムツ代	実費
その他（事前にご案内を行ない了承を頂いた行事費等）	実費

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は至急連絡下さい。

① ご利用の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

(3) お支払方法

毎月、13日までに前月分の請求をいたしますので20日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行します。

お支払方法は、銀行自動振替、現金支払いの中からご契約の際に選べます。

5. デイサービス城東の特徴

(1) 運営の方針

要介護者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活ができるよう、介護および機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

(2) サービスの質向上のための方策

- ☆ 年に一度本医療福祉生協連の医療・介護評価アンケートを実施します。
- ☆ 各種研修会に参加し、理念・技術の向上を図ります。
- ☆ ボランティアとの連携で多様な援助を実現します。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
時間延長の可否	無し	
その他		

(4) サービス利用に当たっての調整、確認事項。

- ① 送迎時間の連絡 ② 体調確認 ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更 ④ 食事のキャンセル ⑤ 時間変更 ⑥ 設備器具の利用 ⑦ 連絡用ノートをお渡しいたします。記録の確認をお願い致します。

6. 緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等にご連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	

7. 非常災害対策

- ・防災時の対応 事業所の防災対策マニュアルによります。緊急避難場所は城東小学校
- ・防災設備 消火器
- ・防災訓練 年2回実施
- ・防火責任者 (防火管理者) 内山 照代

8. 事故発生時における対応方法

サービス提供中に万が一事故が発生した場合は、速やかに利用者様がお住まいの市町村、親族、居宅介護支援事業所に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。

また、利用者様に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. サービス内容に関する苦情

① 当生協お客様相談・苦情窓口

担当・(生活相談員) 武井 直美 (生活相談員) 狩野 啓子
電話027(231)5436 FAX027(231)5379

② その他

当生協以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
前橋市介護高齢課 027(224)1111
群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会 電話027(290)1323

10. 個人情報について

- (1) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとします。
- (2) 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、予め文書<別紙1>による説明を行った上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。尚、この書面をもって、個人情報利用目的の同意を得たものと致します。

11. 秘密の保持について

- (1) 事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

12. 当生協の概要

名称・法人種別 群馬中央医療生活協同組合

代表者役職・氏名 理事長 半澤 正

本部所在地・電話番号 前橋市朝倉町830番地の1 電話027(265)3531

定款の目的に定めた事業

- 1) 組合員の生活に有用な医療施設などの共同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- 2) 老人福祉法、老人保健法及び介護保険法のいずれかに基づく老人保健・福祉に関する事業
- 3) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工し又は生産して組合員に提供する事業
- 4) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 6) 前各号の事業に付帯する事業

施設等	病院	前橋協立病院(189床)
	診療所	前橋協立診療所・太田協立診療所・桐生協立診療所・協立歯科クリニック
	訪問看護施設	広瀬訪問看護ステーション・城東訪問看護ステーション 東長岡訪問看護ステーション
	在宅介護支援事業所	前橋市・支援センター朝倉 桐生 太田
	ホームヘルパーステーション	太田市石原 桐生まゆ